

自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）

平成 30 年 4 月

環境省 自然環境局
自然環境整備課

(目 次)

自然公園等工事施工管理基準.....	1
自然公園等工事写真管理基準.....	3
I 出来形管理基準及び規格値	
1 敷地造成工.....	I -1
2 植栽基盤工.....	I -3
3 法面工.....	I -5
4 軽量盛土工.....	I -7
5 擁壁工.....	I -7
6 公園カルバート工.....	I -10
7 落石雪害防止工.....	I -10
8 植栽工.....	I -12
9 給水設備工.....	I -13
10 雨水排水整備工.....	I -13
11 電気設備工.....	I -16
12 園路広場整備工.....	I -18
13 サービス施設整備工.....	I -27
14 管理施設整備工.....	I -28
15 建築施設組立設置工.....	I -29
16 自然育成施設工.....	I -30
17 公園施設撤去・移設工.....	I -34
18 仮設工.....	I -34
II 品質管理基準及び規格値	
1 土・石材.....	II -1
2 造園材料.....	II -4

3	木材（屋外製品部材）	II-6
4	土木材料	II-7
5	園路広場整備工	II-16
6	敷地造成工	II-31
7	仮設工	II-37
8	擁壁工	II-38
9	法面工	II-40
10	溶接工	II-53

III 写真管理基準

1	敷地造成工	III-1
2	植栽基盤工	III-3
3	法面工	III-4
4	軽量盛土工	III-5
5	擁壁工	III-6
6	公園カルバート工	III-9
7	植栽工	III-11
8	移植工	III-13
9	樹木整姿工	III-14
10	給水設備工	III-14
11	雨水排水設備工	III-15
12	電気設備工	III-17
13	園路広場整備工	III-18
14	修景施設整備工	III-21
15	サービス施設整備工	III-22
16	管理施設整備工	III-23
17	建築施設組立設置工	III-25
18	自然育成施設工	III-26
19	自然育成植栽工	III-30

20	公園施設撤去・移設工	Ⅲ-31
21	仮設工	Ⅲ-32
22	土・石材	Ⅲ-33
23	造園材料	Ⅲ-34
24	木材	Ⅲ-34

自然公園等工事施工管理基準

この自然公園等工事施工管理基準は、自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）第1編 1-1-1-32 施工管理に規定する施工管理についてその基準を定めたものである。

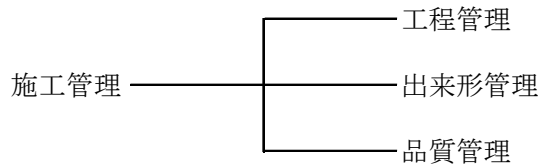
1. 目的

この基準は、自然公園等工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、環境省が発注する自然公園等工事について適用する。ただし、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理を行う技術者（以下「施工管理担当者」という。）を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、該当工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び不可視となる箇所（箇所）の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を自然公園等工事写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク、バーチャート方式等）により作成した実施工程表により管理するものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

5. 是正措置

(1) 工程管理

受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れを生じたときは直ちに原因を究明し、改善策を立案して監督職員と協議すること。

(2) 出来形及び品質管理

① 受注者は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、改善を図ること。

② 受注者は、測定（試験）値が規格値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策をたて、監督職員に報告の上、その指示を受けること。

(3) 写真管理

受注者は、工事記録写真について、撮影後に当初の目的を満たしていないことが判明した場合には、直ちにその改善策を講じること。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。ただし、合理的、正当な理由により実測値と規格値とに乖離が生じる場合にはこの限りではない。（監督職員と十分に協議を行った上で合理的、正当な理由と判断された場合）

自然公園等工事写真管理基準

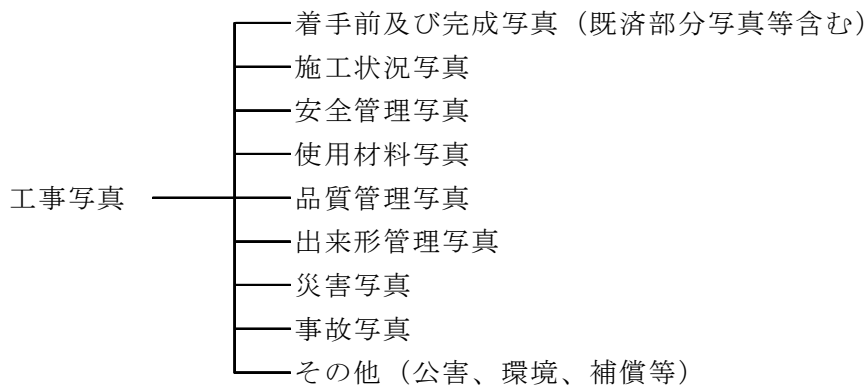
1. 総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、自然公園等工事施工管理基準に定める施工の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種名
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影する。

2-3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を整備・保管できる場合。
- (2) 出来形管理写真のうち、完成後測定可能な部分について、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影した場合。
- (3) 出来形管理写真について、監督職員が臨場して段階確認した場合。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、小黑板情報の電子的記入はこれに該当しない。

2-6 写真の仕様

写真の色彩やサイズは以下の通りとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万~300万画素程度=1,200×900程度~2,000×1,500程度)

2-7 撮影の留意事項

写真管理基準の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 写真管理基準に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議の上、取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

写真管理基準に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4. その他

写真管理基準の整理条件の用語の定義

- （1） 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- （2） 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。